

<本相談室だより 52は、障害関係施設、社会福祉法人を対象として発行されています。>

東社協 福祉施設経営相談室だより 52 平成18年9月26日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール [keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp](mailto:keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp) (アドレス一部変更)

## 障害者自立支援法施行に伴う定款変更について(社会福祉法人関係) 全2枚

本相談室に対し、障害者自立支援法と定款変更に関連するご相談があり、相談室だより 48にてご連絡したところですが、変更も含め詳細に係わる内容について東京都所管(社会福祉法人係)に照会したところ、現時点では具体的には下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

### 1 居宅系サービス

現行定款	変更後定款
身体障害者居宅介護等事業(事業所)	障害福祉サービス事業(居宅介護事業所)
知的障害者居宅介護等事業(事業所)	障害福祉サービス事業(重度訪問介護事業所)
児童居宅介護等事業(事業所)	障害福祉サービス事業(重度障害者等包括支援事業所)
精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者居宅介護等事業事業所)	障害福祉サービス事業(行動援護事業所)
身体障害者デイサービス事業(事業所)	移動支援事業(事業所) 従来の「外出介護」 地域生活支援事業(第二種社会福祉事業)
知的障害者デイサービス事業(事業所)	事業(事業所) 従来の「障害者デイサービス」 地域生活支援事業(公益事業)
児童デイサービス事業(事業所)	障害福祉サービス事業(児童デイサービス事業所)
身体障害者短期入所事業(事業所)	障害福祉サービス事業(短期入所事業所) 宿泊 事業(事業所) 日中受入 地域生活支援事業(公益事業)
知的障害者短期入所事業(事業所)	
児童短期入所事業(事業所)	
精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者短期入所事業事業所)	
知的障害者地域生活援助事業(事業所)	障害福祉サービス事業(共同生活援助事業所)
精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者地域生活援助事業事業所)	障害福祉サービス事業(共同生活介護事業所)
身体障害者相談支援事業(事業所)	相談支援事業(事業所) 地域生活支援事業(第二種社会福祉事業)
知的障害者相談支援事業(事業所)	
障害児相談支援事業(事業所)	

(注1) 同一事業所内で複数のサービス指定を受ける場合(例) 障害福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護事業所)(注2) 経過的デイサービス事業は定款変更をせず、新体系移行後に行う。

(注3) 地域生活支援事業のうち公益事業に該当するものは、区が定めた要綱や委託契約書の事業名称で定款に表記する。「地域生活支援事業」の統一的な表記は行わない。(注4) 短期入所について、同一事業所で宿泊と日中受入を併せて行う場合は、一体的な事業と見なして日中受入(公益事業)の定款記載は行わない。

<本相談室だより 52は、障害関係施設、社会福祉法人を対象として発行されています。>

2 施設サービス

(新体系に移行しない場合 [自立支援法附則により従前の運営を行う場合])

現行定款	変更後定款
身体障害者入所 (又は通所) 更生施設 園の設置経営	身体障害者更生援護施設 (入所更生) 園の設置経営
身体障害者通所 (又は入所) 授産施設 園の設置経営	身体障害者更生援護施設 (通所授産) 園の設置経営
身体障害者療護施設 園の設置経営	身体障害者更生援護施設 (療護) 園の設置経営
知的障害者入所 (又は通所) 更生施設 園の設置経営	知的障害者援護施設 (入所更生) 園の設置経営
知的障害者通所 (又は入所) 授産施設 園の設置経営	知的障害者援護施設 (通所授産) 園の設置経営
知的障害者通勤寮 園の設置経営	知的障害者援護施設 (通勤寮) 園の設置経営
精神障害者社会復帰施設 (精神障害者生活訓練施設) 園の設置経営	変更なし
精神障害者社会復帰施設 (精神障害者授産施設) 園の設置経営	
精神障害者社会復帰施設 (精神障害者福祉工場) 園の設置経営	

(注) 上表の変更後定款欄中、斜体太字部分が従前より変更追記表記となった部分。

(新体系に移行する場合 [自立支援法上の障害者支援施設等に移行する場合])

現行定款	変更後定款
上記のうちの入所施設	障害者支援施設 園の設置経営
上記のうちに通所施設	障害福祉サービス事業 (自立訓練 園) 障害福祉サービス事業 (就労移行支援 園) 障害福祉サービス事業 (就労継続支援 園) など
身体障害者福祉ホーム 園の設置経営	福祉ホーム 園の設置経営 地域生活支援事業 (第二種社会福祉事業)
知的障害者福祉ホーム 園の設置経営	
精神障害者社会復帰施設 (精神障害者福祉ホーム) 園の設置経営	
精神障害者社会復帰施設 (精神障害者地域生活支援センター) 園の設置経営	地域活動支援センター 園の設置経営 地域生活支援事業 (第二種社会福祉事業)

(注1) 障害者支援施設で日中の事業を実施する場合は、第二種社会福祉事業の障害福祉サービス事業を併記する。(注2) 経過的な精神障害者地域生活支援センター事業は定款変更をせず、新体系移行後に行う。(注3) 地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センター本体(基礎的事業)と一体的な事業と見なして定款記載は行わない。(注4) 新体系に移行しない身体または知的障害者小規模通所授産施設は、「援護施設(小規模通所授産) 園の設置経営」と表記する。精神障害者小規模通所授産施設は変更自体が不要。(注5) 地域生活支援事業の中で「相談支援事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」のみが『第二種社会福祉事業』として規定されており、その他は「公益事業」となる。「地域生活支援事業」の意味は、社会福祉事業に該当すれば当該社会福祉事業名を表記し、非社会福祉事業の場合は前頁注3のとおり。なお、公益事業を定款記載する場合は、公益事業会計単位(特別会計)を設置する必要がある。(注6) 上記と一部異なる表記にて既に理事会議決を既に行った場合は、次回理事会時において定款変更報告を行うこととし、定款変更の表記変更に係る再度の理事会開催は不要であることを都に確認済。